

令和4年8月25日

厚真町町長 宮坂 尚市朗 様

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員長 下司 義之

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会申入書（第2号）

令和3年第2回定例会において設置された当委員会において、令和4年8月25日開催の委員会における決定事項を、執行部に対して申入書を提出する。

記

1 特別委員会の設置

- ① 設置年月日 令和3年6月9日
- ② 構成 10人（議長を除く全議員）
- ③ 正副委員長 委員長 下司 義之 副委員長 高田 芳和

2 調査事件（所管事項）

- ① 庁舎周辺等整備整備基本構想・基本計画
（文化交流施設・（仮称）アイヌセンター、役場庁舎・議会）

3 委員会開催状況

令和3年6月9日より計14回の開催

4 申入事項

- ①新庁舎に別団体を入れる場合の協議が足りなく、十分な協議が必要である。
- ②天体望遠鏡については、貴重なものであり、残すことを検討すべきである。
- ③議事堂の面積については、議員席及び執行部席の拡張、また、傍聴席の十分な面積を確保すべきである。
- ④議会議事堂については、議事堂としての設計をすべきである。

4 主な質疑・意見

令和4年7月4日

① 庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について

(文化交流施設・(仮称)アイヌセンター、役場庁舎・議会)

○文化交流施設・(仮称)アイヌセンターについて

- ・(仮称)アイヌセンターの名称が、まだ決まっていなくて、町長の答弁から公的な言葉ということであり、関係者に確認するということで、その結果と考え方をお示し下さい。
- ・アイヌ協会が厚真町にあると思うが、意見を聞くということで、その後どうなのか。
- ・文化交流センターとアイヌセンターを合体してコンパクト化したのは賛成であるが、文化交流施設の面積が760平米小さくなっているがどういうことなのか。
- ・町から文化交流施設に関して、きちんと説明してもらいたい。
- ・修正の提案を受けた内容で、素案の数字がどう変わるのか比較できない。
- ・文化センター機能の中で、耐用年数が残っている青少年センター・町民ギャラリーを活用しながら、アイヌセンターの併設、増築の計画はないのか。
- ・天体観測ドームについての機材等が、高額であることは承知している。外側から見た時に、厚真町は天体観測ドームを持っているという評価もあるので、残した中で文化センターとの併設を検討できないか。
- ・天体望遠鏡の維持費が、どのくらいかかるのか。
- ・維持費がどれくらいで、それが今後維持したときにどういう状況になるのか。提案というか実態を示してもらいたい。負担がどれくらいかかっているのか、きちんと事実を知らしめてもらわないと説得力がないと感じる。
- ・定期メンテナンス、保守・破損したときの部品調達等の資料の提供をお願いしたい。
- ・天体望遠鏡をなくすという結論にいたった経緯をもう少し詳しく知りたい。
- ・今後の図書館機能の全体の機能のイメージは、どうなっているのか。
- ・図書館と図書室は全然違うので、説明の内容を実現するには、図書館法に基づく図書館では無理だと思うがどうなのか。
- ・(仮称)アイヌセンターの機能を文化交流施設に統合するという提案があったが、それによって文化交流施設の本来計画していた機能が変更になると思うが、説明いただきたい。
- ・現在のじゅらく舎の活動をそのまま、文化交流施設に移行すると説明された活用は可能かどうか。
- ・施設が新しくなったらできるというのは説得力がないので、現状でじゅらく舎の活用がされているのか説明いただきたい。既存の施設でも相乗りで活動ができるはずなので、取り組みはされているのか。
- ・説明というか納得というのか、素案に対してお互いに勉強不足なところが見られる。
- ・既存の青少年センターを解体する理由、新しい施設において同機能を持てるという

ことも含めて、明確な資料を提出してほしい。

- ・今日、委員会をやると決まっているのだから、資料が不足している等、そういうことがないように、説明もきちんとしてほしい。

- ・アイヌセンターと文化センターの中に、アイヌの遺骨の安置室が出ていないが、遺骨についても説明をお願いしたい。

- ・アイヌセンターにする名前の根拠、アイヌという言葉を使わないほうがいいと思うので、説明していただきたい。

- ・図書館の内容について、具体的なことが書かれているので、イメージされているような事例を紹介、モデルが必ずあると思うので具体的なイメージがわくような資料を提出していただきたい。

- ・アイヌセンターの縮小案が提案され、文化交流施設に統合するということで、必要だから素案に文化交流施設と（仮称）アイヌセンターと分けて提案されていたと思うが、文化交流施設の活動に本当に影響がないのか、しっかり検証し想定して説明をお願いしたい。

令和4年7月28日

① 庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について

（事業費と財源内訳（都市構造再編集中支援事業）、文化交流施設・（仮称）アイヌセンター、役場庁舎・議会）

○事業費と財源内訳（都市構造再編集中支援事業）について

- ・立地適正化計画の説明を受けた図の中の青い丸の意味を説明いただきたい。

- ・都市機能誘導区域は太い黒い点線のエリアで、青い丸が役場1kmという説明を受けたが、役場中心というふうには見えないが、説明をお願いしたい。

- ・都市機能誘導区域については、役場中心に1kmの範囲という説明でいいのか。黒い点線のところではなくて、青い丸の範囲ということになるのか。

- ・天体望遠鏡のレンズを交換することになれば高額な費用がかかると説明があったが、今年度の予算、昨年の予算にも見当たらないので理解できないが、経緯も含めてまとめてあるが、ありきで進んでいるものと解釈できるがどうなのか。

○図書機能について

- ・市と4,000人の人口の厚真町を比較することが難しいという感じだが、東川町の新しくなる前と元の状況を調査したかどうか。

- ・現在の厚真町の青少年センター図書室の面積と、東川町の蔵書数と床面積が書いてあるが、今できている新しいほうの面積、使っている面積を比較しているのかどうか。

- ・東川町の取り組みは、かなり先進的な事例で既存の施設としての説明とは全く合わないと思う。

- ・厚真町が、延べ床面積1,510平米で、東川町の面積を見ると延床面積1,236平米で、今の青少年センターを解体しなくても、その中で図書スペースが大きく取れるのでは

と思うが、検討しているのかどうか。

- ・今の青少年センターも細工して、厚真町のやり方でいろいろ利用ができるのではないかなと思うが、どういうふうに図書室を見ているのか、どういった考えがあるのか。

○文化交流施設への統合について

- ・ウポポイのアイヌセンターがあるが何人くらい見学に行っているのか。
- ・ウポポイのアイヌセンターに見学に行き、何か一つでも勉強になることがあるのではと思って行ってきたが、何かをやる時は自分からもう少し勉強して説明してほしい。
- ・厚真町の展示スペースについて、説明いただきたい。
- ・素案では現庁舎を（仮称）アイヌセンターにという位置づけだったが、この提案では文化交流施設の中に、（仮称）アイヌセンターのスペースを設けるということになると思うが、そういう解釈でいいのか。
- ・あくまで施設としては、別な施設ということによろしいか。
- ・にぎわい会議での意見はあったと思うが、実際図書館を利用している町民はたくさんいるわけで、そういう人達の声を受け止めて、今後、具体的にになった時にどうかたちで反映されていくのか。

○文化交流施設に対する意見について

- ・天体望遠鏡を直接観て、観たときの感動を残していきたい。入ってきた知識の中で、やはり厚真町の宝ではないかという気持ちで、夢があつていいのではないかな。どうかたちで残るかはわからないが、残せないものかなと思う。

○役場庁舎及び議会について

- ・屋上の機能は、どういうふうになっているのか
- ・商工会が入ることになった経緯について、説明をお願いしたい。
- ・算出・根拠について、職員が120人規模で本庁舎の床面積が2,900平米と説明があつたが、人員と人口との関係・経緯はどうか。議事堂は、机の状況・説明する職員が交代する場合も狭い状況だと思うが、面積は25平米ほどの増で対応できるのか。
- ・議場を汎用性のある議場にするという提案があるのか。

○役場庁舎及び議会の意見について

- ・議員の机と説明者側の机も小さく、職員が移動する時も狭い状況であり、傍聴人が入ってきた場合も、ある程度人数制限をしたとしても、150平米では小さいと思うので、再考をお願いしたい。
- ・コンパクトに考えているのであれば、商工会も考えたほうがいいのかと思う。100平米あるのであれば、どちらかと言えば、ほかに回して大きくしたほうがいいのかと思う。
- ・議会機能については、完全独立させたもので基本設計していただきたい。

令和4年8月25日

① 文化交流施設・(仮称) アイヌセンター、役場庁舎・議会に関する申入書について

- ・6月10日の申入れ事項の中身について、どういう展開になっているか、分かる範囲でいいから教えていただきたい。
- ・申入れ事項が、どういう動きになっているのか求めていくことはできるのか。
- ・維持費を考えて、前回の予算の中にも取り壊すというかたちで入っているのに、旧庁舎は取り壊すということで、きっちりとしたほうがいいと思う。
- ・解体するべきだと思って議論が少し薄かったかなと感じているが、旧庁舎の文章の扱いとして、中身は分かるが時期が遅いので、削除するべきだと思う。
- ・天体望遠鏡の話を含めて、文章に書いてあるとおりでいいと思う。
- ・新庁舎に民間団体を入れていくにあたって、手続き上きちんとルールを作って、公募なら公募で入れていくというような一定の動きをしっかりと示して、商工会外の民間団体の中で、不満というか一定の声が出てくるような気がするの、意見を出していくべきではないか。
- ・商工会の意見がいろいろあったが、商工会を役所の中に入れるべきではないと、文言を変えたほうがいいと思う。
- ・商工会は庁舎に入れないという考え方で出したほうがいい。
- ・ほかの役場でも商工会が入っているかわからないが、土地改良区が入っているところもあるので、整理して規定を作り公募をかける・議論するというのが道筋で、商工会が入ったらだめだという暫定的な言い方は、今の時点では避けたほうがいいのではないか。
- ・商工会だけでなく、ほかにも入りたいという話を聞いているのできちんとしてほしい。
- ・これら全部、まだ議論不足で今出すべきではない、議論するべきだと思っているが、出すという方向に向かっての話として言っている。
- ・基本的には、今の構想の面積では狭いということで、再考を願うという文章になると思う。
- ・議会の会議室として、完全独立という言葉であるが、町長の訓示だとか職員を一堂に集める、というような使われ方を少ない面積の中で活用していくとすれば、現状どおり使っていていいと思う。
- ・基本構想の中には、議会閉会中に議事堂を他の会議に併用するという内容だが、議事堂は議事堂として完全に役割を区分すべきだという意味で言っている。
- ・議場を完全独立という言葉を変えるかどうかかわからないが、基本設計の段階で注文をつける必要はないと思う。
- ・配置形態を一切変えないで使用する分には影響が出ないと思うが、新庁舎でどういう机の配置になるかはわからないが、それを全部変更して会議室として使用するのではなく、議事堂は議事堂として設計してほしい。
- ・議事堂は多様な使い方があると思うが、だからと言って会議室で他の団体の会議を

ここでやるというのはどうかと思うが、現状の使用で特に問題ないが傍聴席をもう少し検討してほしい。

- ・本来であれば、議事堂の議長の後ろの席に、町旗や国旗が掲揚されているべきで、議事堂機能の中で設計していただけると解釈している。現状の使い方であれば、事務局の使用許可、議長も判断するのでいいと思う。

② 庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について

(駐車場・駐輪場、既存施設の改修計画、事業スケジュール、事業費と財源内訳、事業手法)

- ・現青少年センターの説明で、現状図書館機能があつて、利用する方が商工会側に駐車し道路を横断するから危険だと答弁がしていたが、現商工会側に駐車場を持っていくなると、意見が矛盾することになっているが、どのように考えているのか。

- ・現商工会の跡地の駐車場というのは、役場本庁舎を利用される方の駐車場にすると、施設を利用することで道路をまたぐことにはかわりないので、現青少年センターの利用でも同じことが言えるのではないか。

- ・認定こども園の出入口の道路については、対面通行ではなく一方通行で運用できるように動線を考慮してほしい。

- ・消防署の建設で、商工会のところを団員の駐車場にと言っていたが、この候補地は駐車場が取れないから駐車場にするというふうに考えていいのか。

- ・庁舎側の道路、元町からの本道を壊すということで、真っすぐな道路を配置したらいいのではと思うが、そのようなかたちにはならないのか。かなり広い広場があるが、冬場の対策として、広場の除雪はどうなっていくのか。

- ・高齢化の時代だから、庁舎に行った方がケアセンターに行きたい場合は車に乗って遠回りしなくてはいけないので、庁舎と文化交流センターの動線を真っすぐ福祉センターまで通して、右側全部を駐車場にする考えはないか。

- ・福祉センターを改修するのであれば、可動式椅子設置の改修を今やらないと、ずっとやらないと思うので、可動式椅子を設置できるように改修ではなく、建て替えて検討すべきだと思う。

- ・今の人口4,200人、4,300人で本当に大集会室の改修が必要なのか、お金をかけて改修をやるべきなのか、改修するのであればもう少し考えて改修するように、縮小する等考えたほうがいいと思う。

- ・規模を大きくして大集会室を広くする福祉センターの改修は、人口減少を考えると改修しなくてもいいと思うし、敬老会等の話もあったが、福祉センターではなく、スポーツセンター・ドームの活用を考えたほうがいいと思う。

- ・提案されている補助金で、何か期限が限られている補助金の現状はどうなっているのか。

- ・特に過疎対策事業・緊防債等について、もしこれらが着工年度の関係でずれ込んでいく、他の町村との競争で採択されなかったことになれば、現段階の素案等について

も縮小という考え方になるか。

- ・取り壊しの部分も含めて、64億7,700万円に対して実質21億3,900万円でこの中には基金も入っているの、それらを合わせていくと実質70パーセントを切るような財源措置であるという解釈で間違いないか。

- ・有利という解釈で、今後いろいろ検討していくうえで、十分検討していかななくてはならないということだという解釈でよろしいのか。

- ・解体ではなく改修という場合には、事業費がかかると思うが、赤字で書かれている解体というのは財源として見込まれたというか、持ち合わせということで解体に関して変えることはできないのか。

- ・青少年センター、児童会館を維持して使用したほうが良いという町民の話をいただいたので、そのままにしておいたほうが良いのではないのか。

- ・どんどん進めていくような当初の見直し決議の精神というのが、全然見えなくなってきたのではないかと思う。

- ・結果的に事業費が削減されていくだろうという前提があるが、もっと議論の余地があるのではないか、事業費と関わっていくのではないか。

- ・変えるところは変えるというような考え方で、前へ進んでいかなかったら常時ゼロに戻して、そこから一步一步ということでは議論の余地がなくなってきて前へ進まないという理解しているがどうか。

- ・改善すべきものは改善していくという要望書になっていきそれが前へ進むということだと理解しているがどうか。

- ・3月の決議は、建設工事はおおむね5年の見直しとなっているが、事業スケジュールの建設工事のスケジュールは素案と全く同じ状況になっている。5年と限らないが、議論を大事に進めていくというような姿勢は、反映されているのか。

- ・私どもの決議と、これから進めようという住民の理解・合意の整合性をどういうふうに考えているのか。

- ・どの程度、住民の理解・意見を受け止めて、どういうふうに進めていこうとしているのか、そういうものが全く見えない中で、見直し決議を具体的に出しているが、それを受けて進めるというのなら、なぜ具体的に出てこないのか、さらにどういう展開をしていくのか。

- ・皆さんの声を聞いて、あくまでも予定だとか見えるようなかたちで、ぜひ提示して下さい。全く素案どおりで、見直し決議をあげた者にとっては、考慮もされていない、不信しか生まれない気持ちになる。

- ・今後、意見なり要望書が出された部分について修正があるとすれば、早期に提案してもらって、委員会で次の段階にいくというスケジュールでなければ、後ろが決まっていることなので、有利な財政措置を逃してしまうというようなことにつながるの、そのように検討していただきたい。

- ・6月10日に申入れを口頭で説明を受けたが、説明を全部しっかり見てみたいので文書でもらいたい。申入れの面積を十分に確保するというのは、具体的にどうなった

のか。

・議事堂の面積について提案のあった面積プラスいくらとか具体的に書かなければいけないと思う。

・きちんと面積を提示したほうがいいし、わかりやすいのではないかな。

・議事堂の面積については、十分な面積を確保し、傍聴席をしっかり設置する。

・議事堂の机を大きくするという言葉を入れて、十分なスペースを取れるようにする。

報告第3号

財政援助団体等に関する監査の結果報告について

監査委員から、財政援助団体等に関する監査の結果について、別紙の
おり報告があったので提出する。

令和4年9月13日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

厚 監 査 号
令和4年8月24日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

厚真町代表監査委員 佐 藤 公 博
「公印省略」

財政援助団体等に関する監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和3年度に係る財政援助団体等に関する監査を実施したので、同条第9項の規定により別紙のとおり報告する。

財政援助団体等に関する監査

第1 監査の概要

1 監査実施団体及び財政的援助等の種目

単位:円

監査実施団体名	財政的援助等の種目	補助金等
厚真町コミュニティ運動協議会	コミュニティ運動団体育成事業補助金	280,000
厚真町民生委員協議会	民生委員協議会補助金	1,587,985
厚真町家畜自衛防疫組合	家畜自衛防疫組合補助金	300,000
厚真町商工会	商工会振興事業補助金	656,450
厚真町観光協会	観光協会運営費補助金	8,933,701
あつま国際雪上3本引き大会実行委員会	あつま国際雪上3本引き大会補助金	230,305
厚真町子ども育成連絡協議会	子ども会育成連絡協議会補助金	198,000
厚真町文化協会	文化協会補助金	311,948
幌内神楽保存会	幌内神楽保存会補助金	45,000
軽舞熱送り保存会	軽舞熱送り保存会補助金	18,000

2 監査の実施時期

令和4年7月21日(月) 1日間

3 監査の対象事項

補助金等の交付目的、金額、時期、方法、交付申請手続き及び補助事業の執行状況、会計経理の処理状況について監査を行った。

4 監査の実施方法

平成3年度の財政援助団体より抽出し、事業実績報告書及び収支決算書の提出と補助金等の交付申請書、指令書などの関係書類の提示を求め、関係者からの事情聴取を実施した。

第2 監査の結果

監査した結果、上記の団体に交付された補助金等は適正に処理され、適切に執行されているものと認める。

第3 指摘事項等(共通)

- ・特になし

報告第4号

定期監査の結果報告について

監査委員から、定期監査の結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和4年9月13日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

厚 監 査 号
令和4年8月24日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

厚真町代表監査委員 佐 藤 公 博
「公印省略」

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和3年度に係る定期監査を実施したので、同条第9項の規定により別紙のとおり報告する。

定 期 監 査

第1 監査の概要

1 監査の実施時期

令和4年5月24日から8月1日まで（うち5日間）

2 実施した監査の種類（令和3年度執行分）

(1) 保育所監査（監査実施日：5月24日）

こども園つみき

(2) 工事監査（監査実施日：6月30日、7月1日）

総務課所管

- ・防災無線整備工事
- ・北部地域防災拠点施設造成工事
- ・北部地域防災拠点施設建設工事

住民課所管

- ・新町・フォーラム線防犯灯設置工事
- ・幌里生活館改修工事

産業経済課所管

- ・新町シェアオフィス改修工事
- ・新町地区サテライトオフィス用住宅改修工事
- ・エネルギー地産地消事業(新町地区)造成工事
- ・エネルギー地産地消事業本郷地区立木伐採等請負工事
- ・本郷地区ムービングハウス造成工事
- ・本郷地区ムービングハウス整備工事
- ・本郷地区ムービングハウス電源管路構築工事

まちづくり推進課所管

建設課所管

- ・古民家移築再生整備工事
- ・共和2号排水流末水路補修工事
- ・豊沢地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(その2)
- ・本郷ポンプ場非常用発電機設置工事
- ・スポーツセンターアリーナ床改修工事

生涯学習課所管

(3) 財務事務及び備品監査（監査実施日：7月22日）

ア 財務事務：事務執行状況の確認

総務課

- ・庁舎周辺等整備事業移転補償設計委託料

まちづくり推進課

- ・臨海ゾーン環境整備事業播種作業委託料
- ・関係人口創出事業不動産流動化調査委託料
- ・豊沢地区観光・交流拠点整備基本計画策定委託料

住民課

- ・こども園つみき運営事業体育指導委託料
- ・宮の森こども園運営事業体育指導委託料

- ・重層的支援体制整備事業移行準備事業委託料

- ・複合型地域福祉活動拠点施設指定管理料

- ・高齢者生活福祉センター運営事業指定管理委託料

建設課

- ・メーター器取替委託料

生涯学習課

- ・冒険の杜整備事業施設管理業務委託料

イ 備 品：令和3年度取得備品の確認

(4) 学校監査（監査実施日：8月1日）

小学校 上厚真小学校

中学校 厚南中学校

3 監査の対象事項

施設及び備品の管理状況及び財務に関する事務処理の確認、また、工事関係は、着工から完成までの事務処理と現地について監査を行った。

4 監査の実施方法

監査対象となっている関係諸書類の提出と財務関係の諸台帳及び諸帳簿の提示を求め、関係者からの事情聴取を実施した。

第2 監査の結果

施設及び備品の管理状況、財務事務の執行状況、工事の執行及び現地の状況について監査した結果、適正であると認める。

第3 指摘事項等（共通）

（保育所監査）

・特になし

（工事監査）

・特になし

（財務事務及び備品監査）

・特になし

（学校監査）

・特になし

報告第5号

現金出納例月検査の結果報告について

監査委員から、現金出納例月検査の結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和4年9月13日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

厚 監 査 号
令和4年 8月25日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

厚真町代表監査委員 佐 藤 公 博

現金出納例月検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した、令和3年度5月分と令和4年度5月分・6月分・7月分の現金出納例月検査の結果について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告いたします。